障サ第2121号
令和６年12月24日
令和８年９月30日修正

各指定障害福祉サービス事業者
各指定障害者支援施設
各指定障害児通所支援事業者
各指定障害児入所施設
各指定相談支援事業者
代表者　様

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課長
（公　印　省　略）

指定障害福祉サービス事業者等の指定申請等の取扱いについて（通知）

日頃より障害保健福祉施策の推進に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、指定障害福祉サービス事業者等の指定申請等の取扱いについては、令和４年12月 16 日に公布された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第 104 号）において、都道府県が行う事業者指定及び指定の更新に対し、市町村が一定程度関与できる仕組みが創設されたことから、令和５年 12 月 25 日付け障サ第 2153 号当職通知により取り扱ってきたところですが、この度、令和６年６月 21 日付け厚生労働省社会援護局障害保健福祉部障害福祉課外事務連絡「障害福祉サービス事業者等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について」を受け、令和７年２月１日指定分から別紙のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

【令和８年９月30日追記】
本県では、令和９年４月１日以降の一部の障害福祉サービスについて、地域におけるサービスの供給状況等を踏まえ、総量規制の実施を検討しています。
総量規制を実施する場合の経過措置について、本通知の末尾に追補しましたので、令和９年４月１日以降に新規指定又は定員の増加に係る変更指定等を予定している事業者におかれましては、必ず御確認ください。

問合せ先
事業支援グループ
電子メール　jigyoushashitei.d6gm@pref.kanagawa.lg.jp
ファクシミリ　045-201-2051

別紙

障害福祉サービス事業者等の指定申請等の取扱いについて

１　障害福祉サービス事業者等の指定申請書受付の流れ

障害福祉サービス事業者等の指定は、毎月１日付けで行っており、この申請は、次の流れで受け付けます。それぞれの期限に間に合わない場合には次回以降の指定となります。

（１）開設予定市町村への相談

開設予定市町村の障害福祉計画、障害児福祉計画を確認したうえで、市町村障害福祉主管課へ開設についてご相談ください。

（２）事前相談の開始（事業計画書等の提出）

遅くとも指定を受けようとする日の３カ月前の１日まで

（３）事業計画書の補正等

指定を受けようとする日の３カ月前の 15 日まで

（４）事前確認表の提出

指定を受けようとする日の２カ月前の 15 日まで

（５）申請書の提出

指定を受けようとする日の前月１日まで

（６）申請書の補正等

指定を受けようとする日の前月 15 日まで

（７）事業所の指定等

毎月１日

※ 上記（（７）を除く。）の該当する日が閉庁日の場合は直前の開庁日

【スケジュールの具体例】

	５月指定
事前相談の開始（事業計画書等の提出）	２/１
事業計画書の補正等	２/15
事前確認表の提出	３/15
申請書の提出	４/１
申請書の補正等	４/15
事業所の指定等	５/１

２　吸収合併等に伴う事務の簡素化に該当する場合の指定申請書受付の流れ

県が、施設・事業所の職員に変更がない等、吸収合併等の前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、次の流れで受け付けます。

（１）事前相談の開始（メールまたは電話）・市町村障害福祉主管課への説明

吸収合併等に伴う事業譲渡に該当する事案が発生することが判明してから速やかに

（２）申請書の提出

指定を受けようとする日の前月１日まで

（３）申請書の補正等

指定を受けようとする日の前月 15 日まで

（４）事業所の指定等

毎月１日

※上記（（４）を除く。）の該当する日が閉庁日の場合は直前の閉庁日

【スケジュールの具体例】

	５月指定
事前相談の開始	判明後速やかに
申請書の提出	４/１
申請書の補正等	４/15
事業所の指定等	５/１

３　指定までの手続

（１）開設予定市町村への相談

指定を受けようとする事業者は、開設予定市町村が策定している障害福祉計画障害児福祉計画から、必要としているサービスの種類や量、その他の障害福祉サービス事業所を運営するにあたって留意すべき事項を確認したうえで、開設予定市町村へ相談を行ってください。

（２）事前相談の開始

指定を受けようとする事業者は、遅くとも指定を受けようとする日（毎月１日）の３カ月前の１日までに担当者との事前相談を開始してください。（直接指定を受けようとする事業者以外の者からの事前相談は、本事前相談とはみなしません。）

なお、指定を受けようとする日の３カ月前の１日までに事前相談がない場合には、希望する月の指定はできません。

（例）令和７年７月１日に指定を受けようとする場合：令和７年４月１日

また、グループホームや通所事業所など、施設・設備を使用してサービス提供を行う事業者の指定を申請する場合には、賃貸借契約締結前及び新築・改修工事着工前に事前相談を開始してください。賃貸借契約締結済であったり、施設が完成していても指定できない場合があります。

建設業者や不動産会社、コンサルタント会社からの直接の相談等には対応いたしません。必ず障害福祉サービス事業等を運営しようとする事業者自ら直接ご相談ください。

ア　事前相談の方法等

事業所指定に当たっての相談は、障害サービス課事業支援グループにおいて受け付けます。

当グループへの事前相談・照会は、電子メール、ファクシミリ又は郵送により受け付けます。（予約なく来所された場合には、相談対応はできません。）

なお、事前提出資料の提出がなければ、事前相談が開始されたものとみなすことはできません。

［事前提出資料］

- 事業計画書（各サービスごとに指定様式あり）
- 設備概要の分かるもの（平面図）
- 周辺環境、最寄り駅からの位置関係が分かるもの（地図）

事業内容により、その他必要書類を求める場合があります。

○　電子メール　：jigyoushashitei.d6gm@pref.kanagawa.lg.jp

※　このメールアドレス以外の相談・問合せには対応いたしません。送信する際、件名に必ず【事前相談（サービス種類)】の文言を記載してください。

（例)【事前相談（就労継続支援Ｂ型)】事業所の開設に関すること、
【事前相談（グループホーム)】事業所の開設に関すること、など

○　ファクシミリ：045-201-2051

○　郵　　送　：〒231-8588 神奈川県障害サービス課事業支援グループ
（所在地の記載は不要）

内容を確認後、電子メール、ファクシミリ又は電話により担当者からご連絡いたします。当課が必要と判断した場合には、県が指定する方法による面談（来課又はZoomによる面談）を行います。

事前相談は、事業計画、提供するサービスの実施内容、及び設備状況が確認できるものをご提示いただき、必要に応じて、複数回実施することとなります。

イ　内容の確認（事業者の同席は不要です）

事前相談において聴き取った内容を基に事業計画の内容確認を行います。

具体的には、実施予定の事業が設備基準に合致しているかどうか、提供される支援内容の質が担保され、適正な運営ができるかなどを確認します。

内容確認の結果、指定基準を満たせる可能性があると判断した場合には、指定に向け、「３　事前確認表」及び「４　指定申請書類一式」の作成に進んでいただきます。

ウ　設置予定市町村への意見照会

県は、ご提出いただいた「事業計画書」を添えて、設置予定市町村に意見照会を行います。

なお、県が吸収合併等に伴う事務の簡素化に該当すると認める場合については、事前相談を受け付け次第、所在市町村に事業所名等を連絡し意見照会を行います。

（３）事前確認表の提出

指定を受けようとする日の２カ月前の 15 日までに「障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等指定申請等に係る事前確認表」を郵送で提出してください(必着)。

必要事項が記載されていない事前確認表は受付できません。また、記載内容に疑義がある場合には、直接関係機関に照会させていただきます。

（例）令和７年７月１日に指定を受けようとする場合：令和７年５月 15 日

（４）申請書の提出

ア　指定申請書類一式の提出

○　指定を受けようとする日の前月１日までに、指定申請書類一式を郵送により提出してください。ただし、県が必要と認める場合には、来庁して提出してください。

○　申請書類が揃っていない場合は受理できません。また、管理者のほか、サービスの種類毎に配置が求められるサービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員及び従業者との雇用契約が締結されていない場合も受理できません。(受理できない場合でも、提出された書類の返却は行いません。)

○　受理後、担当者が申請書類の内容を確認し、必要に応じて電話、ファクシミリ、電子メールにより内容の照会、追加資料の提出、申請書類の補正をお願いする場合があります。

○　指定に際し、市町村から具体的な意見の申し出があった場合、
その意見を勘案して指定に必要な条件を付すことがあります。
なお、付する条件としては次のようなものを想定しています。

・　事業者のサービス提供地域や定員の変更（制限や追加）
・　重度障害児者や医療的ケア児者、強度行動障害児者を受け入れられるよう、研修参加等により受入れの準備を進めること
・　サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供すること
・　事業者のネットワークや協議会に、事業者が連携・協力又は参加すること

（５）申請書の補正等

申請書の補正、追加資料の提出、及び管理者面談は、指定を受けようとする日の前月 15 日（同日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに行ってください。この日までに必要書類が整わない場合には、翌月１日付けの指定は受けられません。

次のア又はイにより、指定申請を行ってください。

ア　別表に掲げる事業者の指定申請については、原則として郵送により申請を行ってください。

イ　次の事業者指定申請については、原則として郵送により申請を行い、管理者は県が指定する方法による面談(Zoom 又は来課による面談)を受けてください。

（ア）事業者指定を申請する事業者が、初めて指定障害福祉サービス、指定障害児通所支援又は指定一般相談支援の事業者指定を申請する場合

（イ）療養介護、生活介護、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型)、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業者指定を申請する場合

※ ただし、県が必要と認める場合には、来庁により申請を行ってください。

（６）事業所の指定等

申請書を受理後、障害サービス課において審査を行います。指定基準及び関係法令に適合すると認められる場合には、毎月１日付けで指定を行います。指定を行った事業者へは、指定日の前月末に事業所の所在地宛に指定書を発送します。

４　その他

（１）電子メール、ファクシミリによる問い合わせへの回答には、３営業日程度お時間をいただく場合があります。

（２）必要に応じて、管理者に来庁をお願いする場合があります。

（３）必要に応じて、指定を受けようとする事業所の現地確認をさせていただきます。

別表

	申請者（事業者等）	指定を受けようとするサービス
1	指定訪問介護事業者	居宅介護又は重度訪問介護（共生型を含む。）
2	指定居宅介護事業者、指定訪問介護事業者、指定同行援護事業者又は指定行動援護事業者	居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護（他の場所で新たな事業者指定を申請する場合を含む。）
3	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設設置者又は指定障害児入所施設設置者	短期入所
4	指定障害福祉サービス事業者	就労定着支援
5	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設設置者又は指定相談支援事業者	自立生活援助
6	指定特定相談支援事業者	地域移行支援又は地域定着支援
7	指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業者	居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援
8	指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業者、指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業者	共生型生活介護、共生型自立訓練（生活訓練・機能訓練）、共生型児童発達支援又は共生型放課後等デイサービス
9	指定通所介護事業者、指定地域密着型指定通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者	
10	指定短期入所生活介護事業者、指定介護予防短期入所生活介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者	共生型短期入所

【追補】令和８年９月 30 日追加

総量規制を導入する場合の経過措置について

県では、令和９年４月１日以降の共同生活援助、就労継続支援Ｂ型、児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、地域のサービスの供給状況等を踏まえ、市町村と協議の上、総量規制の実施を検討しています。

総量規制を実施する場合は、対象となる地域及びサービスについて、新規指定及び定員増加に伴う指定の変更を行わないことがありますが、令和８年度中に相談を受けたもので次の全ての要件を満たす事業所については、令和９年４月１日から総量規制が行われることとなった場合でも指定要件を満たしていれば総量規制を理由として指定を行わない取扱いの対象外とします。

なお、本措置は指定を保証するものではなく、指定に当たっては、関係法令に基づく要件を満たす必要があります。

ア　令和９年３月 31 日までに、事業計画書及び事業所の計画図面等により市町村への説明を行っていること。

イ　令和９年３月 31 日までに、県に事前相談をした上で、事業計画書及び事業所の計画図面等を提出していること。

ウ　新築施設を使用するものにあっては、令和 10 年３月 31 日までに着工し、令和 11 年３月 31 日までに指定を受けて事業を開始できるものであること、既存施設を使用するものにあっては令和９年 10 月１日までに指定を受けて事業を開始できるものであること。